



廃消火器リサイクルシステム

平成22年1月からスタート

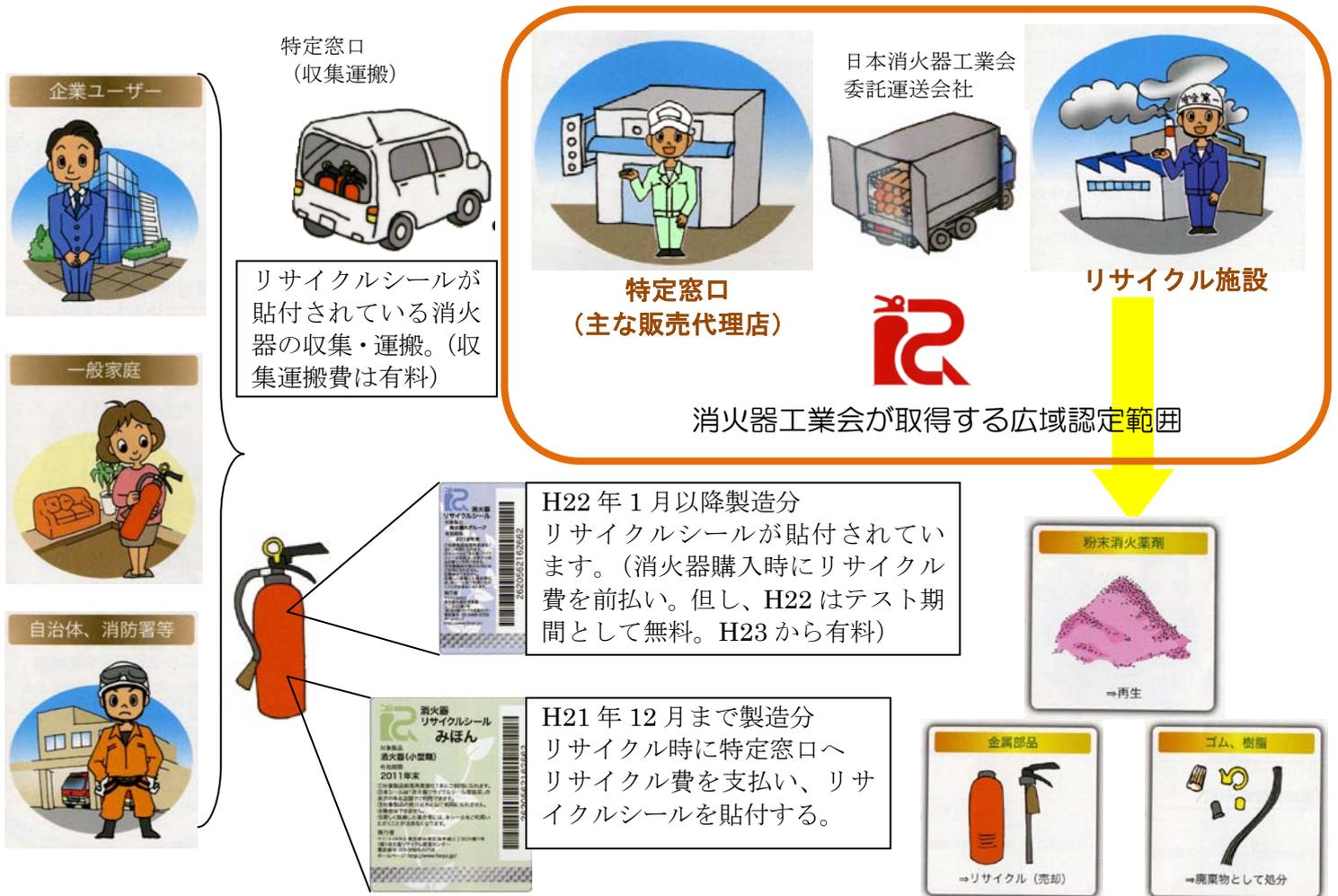
来年1月より、消火器メーカーの枠を超え全国の販売代理店を網羅した新たな廃消火器リサイクルシステムがスタートします。

廃棄消火器は、2000年度に政府によるミレニアム事業の【リサイクル・リユース技術の開発、導入】の項目に火災予防上必要不可欠であるものの適正な処理が困難とされていた消火器が取り上げられ、各メーカーにて消火器のリサイクルシステムができ実施されています。これは、産業廃棄物処理法による広域認定制度の特例を各メーカーが取得し運用されてきましたが、全国の販売代理店はこの特例の範囲の中には入っておらず、廃消火器の収集運搬がスムーズに行かず結果として、年間400万本製造されている消火器は、耐用年数を超えるなどしても回収率は5割にとどまる状態となっています。

そのようなことから各消火器メーカーが加盟している（社）日本消火器工業会が広域認定を取得し、その枠組みの中に全国の主な販売代理店が特定窓口として加わることにより、全国統一のシステムができました。

来年1月からリサイクルシールの貼付された消火器が出荷されます。リサイクルシールは、耐用年数が過ぎた消火器のリサイクル料金を前払いした証として貼付されていますので、消費者の方が廃棄される時は、特定窓口業者への収集運搬費を負担するだけで、リサイクル費はかかりません。既設の消火器においては、リサイクル費用と収集運搬費を特定窓口業者へ支払えば、リサイクルシールを廃棄する消火器に貼付し引き取ります。特定窓口業者へは、（社）日本消火器工業会 指定の運搬業者がリサイクル工場へ回収し、廃消火器をリサイクルします。

尚、上記の（社）日本消火器工業会の業務については、100%出資会社の(株)消火器リサイクルセンターが実施します。



休止中の特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合延長の緩和

危険物の規制に関する政令等の一部を改正

平成21年11月1日施行

危険物の規制に関する政令等の一部が改正され平成21年11月1日より施行されることとなりました。今回の改正は、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所等についての新基準適合を延長すること等を主な内容とするものです。

第1 特定屋外タンク貯蔵所等の新基準適合期限の延長

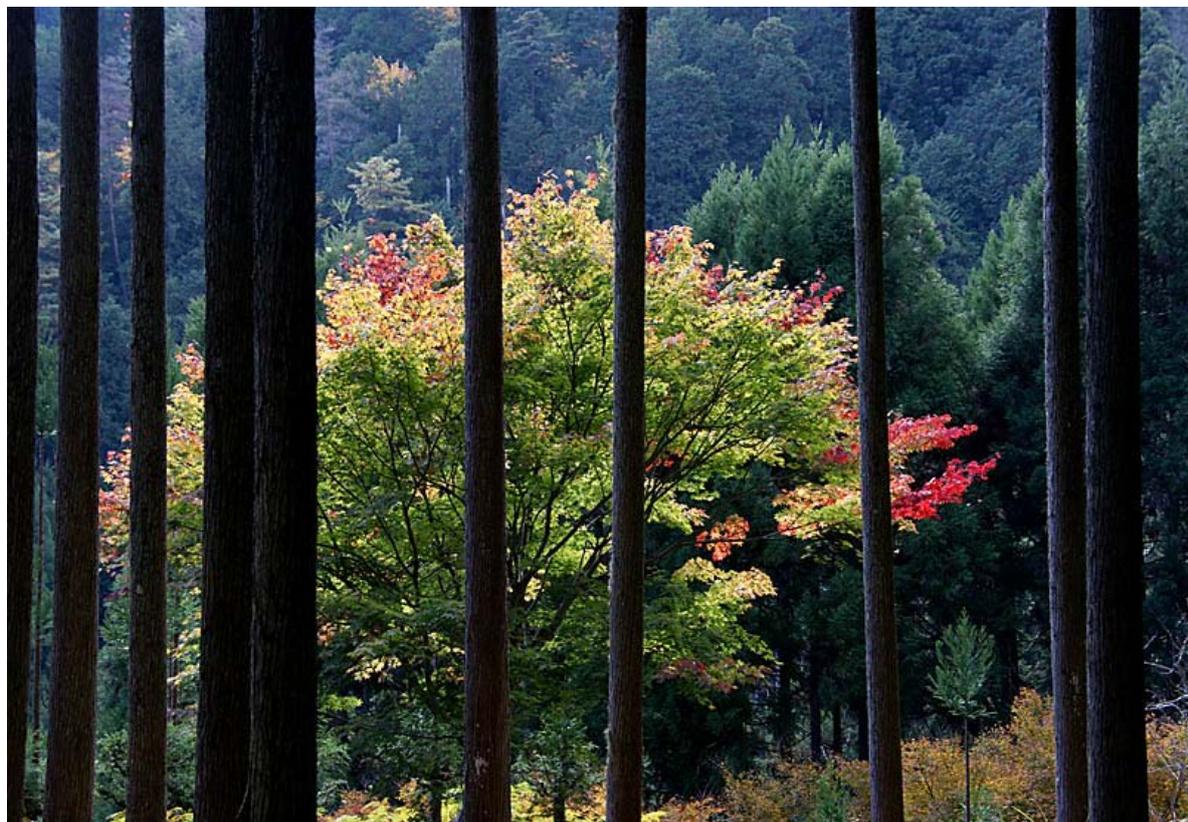
危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所について、新基準適合期限後も引き続き休止しているものにあつては、新基準適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する前日まで延長することができるようになりました。但し、休止中における危険物の貯蔵及び取扱いの例外について、(1) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い。(2) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い。(3) 配管その他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い。となっています。

第2 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等(1万KI以上)の保安検査の時期に関する事項

保安検査の時期について、政令第8条の4第2項ただし書きにおける「別に定める時期」とすることができる事由に危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことが追加されました。

第3 休止中の特定屋外タンク貯蔵所(1千KI以上1万KI未満)の内部点検の期間等に関する事項

内部点検及び点検記録保存義務について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止された場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の申請に基づき、内部点検の期間及び点検記録保存義務を市町村長等が定めた期間延長することができるようになりました。



「色づく」(京都高尾)